

市外の学校へ転校する方へ

☆ 次の順序で転校の手続きをしてください。

- (1) 市役所市民課または出張所で住所の転出手続きをし、住民票の①『転出証明書』を受け取る。
- (2) 教育委員会学校教育課または出張所で転学の届出をし、②『転学通知書』を受け取る。
- (3) 現在通学している学校に②『転学通知書』を提出。③『転校に必要な書類』を受け取る。
- (4) 転出先（新住所）市町村で転入手続きをする。
- (5) 新住所市町村教育委員会で転入学の手続きをし、④『転入学通知書』を受け取る。
- (6) 転学先の学校に③『転校に必要な書類』④『転入学通知書』を提出する。

《注意事項》

- ◎ 住所の変更届と同時に転校の手続きをしなければなりません。
- ◎ 出張所所轄内の住宅地の方は出張所で転校の手続きができます。

★ 転校手続きの流れ

